

伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることを踏まえ、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進するため、支援を必要とする児童等を見守りを行う団体に対し、予算の範囲内で伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年伊万里市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす事業とする。

- (1) 支援対象児童等の居住地を訪問するなどして、支援対象児童等及びその家庭の状況を把握し、その内容を市に報告すること。
- (2) 支援対象児童等の状況に応じて、食事の提供、学習支援又は生活指導支援等ができること。
- (3) 伊万里市要保護児童対策地域協議会に参画する関係機関等と連携できること。
- (4) 他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して実施する事業でないこと。
- (5) 利用者1人につき、当該利用者に対し補助対象事業を実施する日から当該年度の末日又は補助事業者が定める日までのいずれか早い日までの間、原則として週1回程度実施するものであること。
- (6) 食事の提供に当たっては、保健所の指導に基づく所要の衛生管理を行うこと。
- (7) 食中毒の発生に備え、保険の加入その他必要な措置を講ずること。
- (8) 利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認し、食物アレルギーがある場合は、原則として食事の提供を行わないこと。

(9) 提供する食事は、次に掲げるものであること。

ア 原則として弁当によること。

イ 主食と副食を組み合わせ、栄養に配慮した内容とすること。

ウ 生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること。

(10) 事業実施に当たり、感染症拡大防止の観点から工夫を行うよう検討すること。

(11) 利用者に対し、必要に応じて相談支援機関の紹介等の支援を行うこと。

(12) 継続した取組であること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守すること

2 前項の「支援対象児童等」とは、次に掲げる要件のうちいずれかに該当するものとする。

(1) 伊万里市要保護児童対策地域協議会に登録されている児童等のうち、定期的な訪問により、見守りの必要があると市が決定していること。

(2) 第7条の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が把握している児童等で、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や、妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の児童や妊婦のうち、定期的な訪問等により、見守りの必要があると市が決定していること。

3 第1項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある事業

(2) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とする事業

(3) 営利を目的とする事業

(4) 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による補助金以外の補助その他の給付を受けている事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第3条 補助金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は従たる事務所を有する法人
- (2) 補助対象事業についてあらかじめ市との協議を経ていること。
- (3) 第6条の規定により申請する事業を自ら実施することができる者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 補助対象事業に係る経理とそれ以外の事業等にかかる経費を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれらに類する団体でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費として、事業の実施期間内に発生する経費であって、別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、第5条に定める経費の10分の10以内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体は、別に定める申請期間に、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更事業）計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支（変更収支）予算書（様式第3号）
- (3) 支出予算内訳書（様式第3号別添様式）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (5) 個人情報保護に関する誓約書（様式第5号）
- (6) 個人情報外部提供申請書（様式第5号の2）

- (7) 市税の滞納が無いことを証明する書類
- (8) 団体の概要や事業内容が分かる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付をすべきであると認めたときは、当該者に伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときにおいて、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助対象経費の配分の変更（補助対象経費の100分の20以内の減額変更である場合を除く。）をしようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え付け、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して指示を受けること。
- (5) 補助対象事業の完了により補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合は、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の取り扱いについて、

事業終了後も規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(申請事項の変更等)

第9条 補助事業者は、前条第1号ア若しくはイの規定に基づく補助事業の内容の変更又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金変更交付申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業(変更事業)計画書(様式第2号)

(2) 事業収支(変更収支)予算書(様式第3号)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認め承認したときは、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助対象事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認申請書(様式第9号)により行うものとする。この場合において、市長はこれを審査し、やむを得ないと認め承認したときは、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業中止・廃止承認通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、第7条による交付の決定を受けた補助対象事業を実施するにあたり、事業の遂行の状況を報告するため、補助対象事業の開始から完了までの間、翌月10日までに、月次実績報告書(様式11号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 伊万里市支援対象児童等見守り強化事業実績報告書(様式第12号)

(2) 事業実績書(様式第13号)

- (3) 事業収支決算書（様式第14号）
- (4) 支出内訳書（様式第14別添様式）
- (5) 事業の実施状況が分かる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による報告により補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、補助金の交付額を決定し、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付額確定通知書（様式第15号）により通知した上、補助金を交付する。

（補助金の概算払い）

第13条 市長は、特に事前に必要と認めるときは、交付予定額の100分の80を上限として概算払いを行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払いを受けようとするときは、伊万里市支援対象児童等見守り強化事業費補助金概算払請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
- 3 概算払いした補助金は、前条の規定により決定した交付額に基づき精算することとする。
- 4 補助対象事業を中止又は廃止する場合は、補助事業者は、概算払いで受けた補助金の全額を返還しなければならない。

（交付の取消等）

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費（第4条関係）

人件費（団体等の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。） ・ 居宅訪問や子どもの状況把握等を行うスタッフの人件費等 ・ ボランティア保険等
燃料費（訪問等にかかる燃料費以外のものは除く。） ・ 居宅訪問や食料品配送等にかかるガソリン代等
需用費（耐用年数1年未満かつ1件につき税込1万円未満のものに限る。） ・ 食料品や日用品、学習支援に必要な消耗品等の購入経費 ・ 食料品の保管や調理に要する光熱水費
その他経費 ・ 事業の趣旨に合致し、支援対象児童等の状況把握のために特に必要があると認められる経費

【特記事項】

- ・ 補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- ・ 事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費、通常より著しく高額と判断される経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は対象外とする。
- ・ 第2条第1号から第4号までに定める支援については、市長が必要と認めた支援対象児童等に対して実施し、かつ支援対象児童等の状況の把握を行うもののみを補助対象とする。